

# 第六章

# 指定文化財

## 第一節 国・県指定文化財

町内には、二〇二三（令和五）年現在、指定文化財のうち、国指定が一件（3-6-1）・県指定が三件（3-6-2）ある。

### 国指定重要文化財

類別	名称	所蔵者	指定年月日	指定番号
美術工芸品 （工芸品）	刀 無銘 伝守利	個人	一九五〇年 八月二十九日	工 一四七一号

3-6-1 国指定文化財一覧

刀 無銘 伝守利（個人蔵）

長さ七四・二cm。銘はないが守利の作と伝えられる。守利は、鎌倉初期の備中国（岡山県西部）の刀工である。古社寺保存法に基づき、一九二二（大正十一）年に国宝とな

り、一九五〇（昭和二十五）年制定の文化財保護法により改めて国指定重要文化財に指定された。

### 県指定重要文化財

※表中「資料館」は大口町歴史民俗資料館を指す。

類別	名称	所蔵者	指定年月日	指定番号
美術工芸品 （彫刻）	鑄鉄地藏菩薩立像	長松寺	一九五九年 一月十六日	彫 第五二号
美術工芸品 （工芸品）	陶製狛犬（一对）	余野神社 〔資料館〕	一九六二年 三月十日	工 第四七号
美術工芸品 （工芸品）	銅造千体地藏 附聖徳太子像	薬師寺 〔資料館〕	一九六九年 六月二十三日	工 第八二号

3-6-2 県指定文化財一覧

鑄鉄地藏菩薩立像（長松寺所蔵）

像高九七・四cm、肩幅二七cm、裾張二七cm。右手に錫杖を執る型で左手首を欠き、鑄型は前後継合せであるが、内部は空間がなく充実しているため非常に重い。本像の作者

は不詳である。指定当初は、室町時代の作と考えられていたが、『愛知県史』編さんにもなう調査で十六世紀末の作とされた(3-6-3)。



3-6-3 鑄鉄地藏菩薩立像

陶製狛犬(一对) (余野神社所蔵)

高さ二八cm(阿形)・二七cm(吽形)、側幅二〇cm。江戸時代の作で、黄緑色の灰釉が全身に掛かる。背面には「山田加右衛門奉寄進御神前干時寛永二乙丑天三月吉祥日」、「干時寛永三月祥日山田加右衛門」と刻銘があり、一六二五(寛永二)年に山田加右衛門が寄進したことがわかる。大口町歴史民俗資料館に寄託され、保存展示している(3-6-4)。

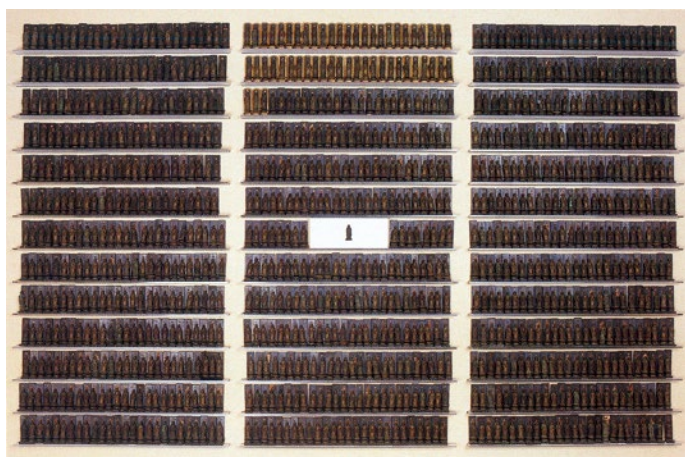


3-6-4 陶製狛犬

銅造千体地藏 附 聖徳太子像 (薬師寺(上小口)所蔵)

像高五・一〇五・三cm、重さ三九・一〇四五・三g。総じて同型の形態と考えられるが、表情や衣文線に相違が見られ、数個の鑄型による大量生産の可能性が高い。仏像が固定されている木製の型には、それぞれ干支・村名・寄進者名などが記されている。江戸時代の作とみられる。なお、中央の聖徳太子像(像高五cm)も同じく県指定文化財になっており、鎌倉時代の作と推定される。

一九九九(平成十一)年に大口町歴史民俗資料館に寄託され、保存展示している(3-6-5)。



3-6-5 銅造千体地藏 附 聖徳太子像(中央)

## 第二節 町指定文化財

町内には、二〇二三（令和五）年現在、四七件の町指定文化財がある（3―6―6）。

※表中「資料館」は大口町歴史民俗資料館を指す。

美術 工芸品 (彫刻)			建造物			類別	名称	所蔵者 〔寄託先〕	指定年月日	指定番号			
像	不動明王立 (二対)	獅子狛犬 (資料館)	木仏尊像	薬師如来坐像	釈迦如来立像	聖観音坐像	八剣社拝殿	徳林寺山門	徳林寺中門	徳林寺	徳林寺	一九七三年 十月五日	第一七号
	薬師堂(竹田) 〔資料館〕	余野神社 〔資料館〕	個人	薬師寺(上小口)	薬師寺(上小口)	薬師寺(上小口)	八剣社	徳林寺	徳林寺	徳林寺	徳林寺	一九七三年 十月五日	第一七号
	二〇〇九年 十二月二十五日	二〇〇八年 十一月二十八日	一九七九年 二月二十六日	一九六八年 九月十日	一九六八年 九月十日	一九六八年 九月十日	一九九八年 三月三十日	一九八五年 一月十六日	一九七三年 十月五日	一九七三年 十月五日	一九七三年 十月五日	一九七三年 十月五日	第一七号
	第四九号	第四八号	第三八号	第一一号	第一〇号	第九号	第四六号	第四一号	第一七号	第一七号	第一七号	第一七号	第一七号

3-6-6 町指定文化財一覧

美術 工芸品 (考古資料)								美術 工芸品 (工芸)	類別	名称	所蔵者 〔寄託先〕	指定年月日	指定番号				
の土器	地藏堂遺跡出土	壺形土器	有舌尖頭器	有舌尖頭器	有舌尖頭器	西山神遺跡出土の石器	四神二獣鏡	北替地遺跡出土の土器	石剣	石棒 (石棒状石製品)	石棒 (石棒状石製品)	乳文鏡	鯿口(二対)	大鈴	小口神社 〔寄託先〕	一九六七年 五月十六日	第七号
個人	資料館	個人 〔資料館〕	個人	個人	個人	資料館	個人 〔資料館〕	個人	資料館	個人 〔資料館〕	個人	個人 〔資料館〕	余野神社	余野神社	余野神社	一九六七年 五月十六日	第七号
一九七六年 三月十日	一九七五年 六月二日	一九七五年 六月二日	一九七五年 六月二日	一九七五年 六月二日	一九七五年 六月二日	一九七五年 六月二日	一九七三年 十月五日	一九七三年 十月五日	一九七三年 十月五日	一九七一年 八月二十五日	一九七一年 八月二十五日	一九六七年 五月十六日	一九六七年 五月十六日	一九六七年 五月十六日	一九六七年 五月十六日	一九六七年 五月十六日	第七号
第二五号	第二三号	第二二号	第二二号	第二二号	第二〇号	第一九号	第一八号	第一五号	第一四号	第一三号	第二二号	第五号	第八号	第七号	第八号	第七号	第七号

美術 工芸品 (考古資料)										類別						
										名称						
壺・無頸脚付土器 (パレストスタイル 広縁宮廷式土器)	曲玉(勾玉)・管玉	磨製石斧	石斧と土器	向江遺跡出土の 鏡)	弥生系小型仿製鏡 (小型仿製内行花文 鏡)	飾把手付坏 (把手付坏)	白木遺跡出土の土器	土の副葬品	いわき塚古墳出 土の副葬品	清水遺跡出土の土器	大御堂遺跡出土 の土器片	石棒 (石棒状石製品)	下林遺跡出土の土器	所蔵者 〔寄託先〕	指定年月日	指定番号
資料館	個人	個人 〔資料館〕	資料館	個人 〔資料館〕	個人	個人	資料館	資料館	個人	個人	個人	個人 〔資料館〕	資料館	〔寄託先〕	一九七六年 三月十日	第二六号
一九八五年 一月十六日	一九七九年 二月二十六日	一九七六年 三月十日	一九七七年 八月七日	一九七七年 八月七日	一九七六年 八月二十五日	一九七六年 八月二十五日	一九七六年 八月二十五日	一九七六年 八月二十五日	一九七六年 三月十日	一九七六年 三月十日	一九七六年 三月十日	一九七六年 三月十日	一九七六年 三月十日		一九七六年 三月十日	第二七号
第四二号	第三九号	第三七号	第三五号	第三四号	第三三号	第三二号	第三一号	第二九号	第二八号	第二七号	第二六号	第二六号	第二六号		一九七六年 三月十日	第二六号

記念物 (史跡)										民俗文化 財(無形 民俗文化 財)		類別			
												名称			
山茶花	山柿	マメナシ	古墳	しゅうねん塚	仁所野遺跡	堀尾氏邸宅跡	大日塚古墳	桜塚古墳	善光寺塚古墳	白山古墳群	虫送り	湯の花の神事	活動者・管理者	指定年月日	指定番号
個人	小口神社	天神社	安藤組	大屋敷新田	白山社(下小口)	堀尾史蹟顕彰会	個人	秋田長桜地区	上小口区	白山社(下小口)	上小口伝統工芸 保存会	天神社		一九七五年 六月二日	第二四号
一九七九年 二月二十六日	一九七七年 八月七日	一九七六年 八月十日	一九八六年 十二月十四日	一九八五年 一月三十一日	一九七三年 十月五日	一九六〇年 六月八日	一九六〇年 六月八日	一九六〇年 六月八日	一九六〇年 六月八日	一九六〇年 六月八日	二〇〇五年 四月二十六日	一九七五年 六月二日		一九七五年 六月二日	第二四号
第四〇号	第三六号	第三〇号	第四四号	第四三号	第一六号	第四号	第三号	第二号	第一号	第一号	第四七号	第二四号		一九七五年 六月二日	第二四号

愛知県史編さん事業は、一九九四（平成七）年四月から二〇二〇年三月までの二六年間で、全五八巻（通史編一〇巻・資料編三六巻・別編一二巻）を刊行した。その編さん過程で、町内でも専門の調査員による指定文化財の調査が実施された。その時の報告事項と、あわせて地元からの要望で調査した結果、町指定文化財となった文化財を紹介する。

#### 薬師如来坐像（薬師寺所蔵（上小口二丁目地内））

木造寄木造で像高五八cm、肩幅三一cm、膝張四五・五cm。

一九九八年五月、愛知県史編さん室が大屋敷地区の長松寺本堂内にある鑄鉄地藏菩薩立像（県指定文化財）と、上小口地区の薬師寺内にある銅造千体地藏（県指定文化財）の調査を実施した。その際、薬師寺内にある薬師如来坐像の底部に墨書を確認した。一五八九（天正十七）年に小口在住の古田弥助によつて修理されたことを示すものであった。しかし、この墨書は制作年代



3-6-7 薬師如来坐像

を古く見せるために書かれたもので、桃山から江戸時代にかけての作と推定した（3-6-7）。

#### 徳林寺中門・山門（余野二丁目地内）

二〇〇三年十月、徳林寺の建造物調査をおこなった。

徳林寺中門（3-6-8）は、一八九二（明治二十五）年に確認された部材に「文明七」と記されていたため、一四七五（文明七）年の建立と考えられている。門の構造は、間口八尺（二m四二cm）、奥行五尺五寸（一m六六cm）、化粧棟高一尺五寸（三m四八cm）の小規模な薬医門である。屋根は後世に大きな改造を受けているが、軸部に古材が残され、扉の飾金具などに古風な様式が認められる。

徳林寺山門（3-6-9）は、一八七六年に犬山城の第一黒門を移築したもので、建立年代は一八四二（天保十三）年に犬山城が火災にあい、焼失した後に再建されたと考えられている。門の構造は薬医門の形式をとり、間口一二尺（三m六三cm）、奥行七尺五寸（二m二七cm）、化粧棟高一七尺五寸（五m三〇cm）と規模が大きく、かつ木柄も太く、城郭の門に相応しい豪壮で雄大な造りである。

犬山城は、一八七三年の廃城令により、天守以外の建造



物について取り壊しと払い下げがおこなわれた。払い下げられた門と櫓は、犬山城周辺の寺院などに移築された。例えば犬山・瑞泉寺総門は犬山城の内田御門を移したもので、徳林寺山門と同様の薬医門である。



3-6-8 徳林寺中門



3-6-9 徳林寺山門

獅子狛犬 (一对) (余野神社所蔵 (余野一丁目地内))

像高三九・三 cm (阿形) と四一・九 cm (吽形)、胸張一七・九 cm (阿形)、一六・七 cm (吽形)。ヒノキを用いた木製の狛犬。阿形と吽形の二体で一对となる。白色の下地を塗った後に、彩色を施す。吽形の背面には、「□田七郎□」

という刻銘がある。作風及び他の作例との比較から、桃山時代に制作されたと推定できる(3-6-10)。

二〇〇八年、余野神社所蔵の陶製狛犬(県指定文化財)調査の際、地元役員の要望で同神社に保管されていた獅子狛犬を鑑定した。結果として、町指定文化財として大切に保管すべきとの判断に至った。大口町歴史民俗資料館で保存展示されている。

不動明王立像 (薬師堂所蔵 (竹田一丁目地内))

像高四五・九 cm、胸厚八・三 cm。一木造で玉眼嵌入し、彩色を施す。頭髮の形状や目の造作など、他の不動明王像では珍しい表現があるため、稀有な作例といえる。大作りな表現は、鎌倉時代以降、南北朝時代の製作と考えられる。二〇〇八年、余野神社所蔵の陶製狛犬(県指定文化財)の調査の際、下小口竹田地区に所在する薬師堂の調査も実



3-6-10 獅子狛犬

施した。町民の「仏像がたくさんあるが、名前を知りたい」という希望に応えるためであった。堂内の調査を進めたところ、江戸時代に制作された仏像の中に、一体だけ明らかに古い特徴を持つと見受けられるものがあり、詳細な調査をおこなうためには、後世に造られた台座から外さないと出来ないとのことであった。そこで翌年、地元役員の許可を得て、台座を取りはずし鑑定をおこなった。その結果、南北朝時代（一三三〇年代〜九〇年代）に制作された不動明王像と判明したため、町指定文化財とした。また、地元役員からの要望により修理の上、大口町歴史民俗資料館で保存展示することとなった（3―6―11）。



3-6-11 不動明王像（楽浪文化財修理所）

次に、代表的な史跡及び出土遺物を紹介する。

#### 白山古墳群・仁所野遺跡（白山社（下小口一丁目地内））

一九六〇（昭和三十五）年に白山社境内の五つの古墳を、町指定文化財第一号「白山古墳群」とした。一九八二年、白山ふれあいの森整備工事にあたり境内地を発掘調査したところ、弥生時代の墓制である方形周溝墓が発見され、弥生時代から古墳時代にかけての複合遺跡と判明した。そのため、一九八五年に古墳を含む境内地を町指定文化財「仁所野遺跡」とした。

#### 広縁宮廷式土器・無頸脚付土器

（大口町歴史民俗資料館所蔵）

仁所野遺跡での発掘調査は、方形周溝墓と多くの出土遺物を確認した。従来古墳と考えられていた第四号墳は、弥生時代後期の方形周溝墓で、この周溝から朱塗りで底部に穿孔が認められる広縁宮廷式土器（高さ三〇cm）と、類例のない特異な形態をした蓋付きの無頸脚付土器（高さ三一cm）を町指定文化財とした（3―6―12）。



3-6-12

上：広縁宮廷式土器  
下：無頸脚付土器

堀尾氏邸宅跡 八劔社境内（堀尾跡一丁目地内）

八劔社の境内地は、のちの出雲・隠岐両国の領主となった堀尾吉晴をはじめとした、堀尾氏累代の邸宅跡といわれ

ている。境内の東南角には一九一五（大正四）年に大正天皇即位記念で建立した「堀尾吉晴邸宅跡 愛知県」と刻まれている石碑が存在する（3-6-13）。境内地の北側に五条川、南側には池があり、昔はこの池が堀のように長く周囲をめぐっていたという伝承がある。



3-6-13 堀尾氏邸宅跡

いわき塚古墳出土の副葬品 （大口町歴史民俗資料館所蔵）

いわき塚古墳は、豊田宇西成兼（現豊田一丁目）地内に位置していたが、昭和の初めごろに盛り土が取られた際、横穴式石室があらわれ、その中から副葬品が発見された。そのうち鏡は「乳文鏡」（3-6-14）として一九六七年に町指定文化財となった。九年後の一九七六年には須恵器・鉄製大刀・その他鉄製品が「いわき塚古墳出土の副葬品」として町指定文化財となった。

二〇〇一年に大刀の保存処理をおこなった際、鏢を落とすと孔の周囲の両面から銀象嵌の連弧文が現れた（3-6-15）。同種の文様を施した象嵌は、確認当時、全国でも一〇例ほどしか知られていないものであった。



3-6-14 乳文鏡



3-6-15

上：連弧文（約10cm）  
下：刀身（約110cm）

